



2017.07.11

64-073

乗員速報



日本航空乗員組合

TEL 03-6423-2461

FAX 03-5757-0279

mail: jfu64@e-jfu.com

HP: www.e-jfu.com

シリーズ「不当労働行為判決を読み解く」④

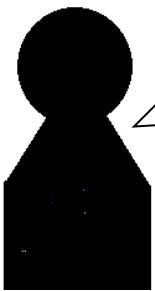
正式に決定していないことを、まるで決定しているかのように伝えて（嘘をついて）、組合員に二次破綻の恐れを持たせて（脅して）、争議権確立の運動を制限した。

これは、アウト！



東京高裁判決

ポイント3：飯塚発言は、組合の主体性、自主性、独立性を侵害するものだった。



会社の主張

組合執行部に伝えられた「経営判断」が、「判断材料」として組合内部に影響を及ぼすことは、労働組合法上禁止されているとは言えません。伝えられた支援機構の見解を踏まえても、乗員組合の自主的判断は確保されており、乗員組合の自主性・独立性を阻害する影響が生じてはなりません。ですから不当労働行為ではありません。

「機構としての正式な決定」って、ハッキリ言っていたのに、実は嘘だったんだ！？

さんざん二次破綻を匂わせて、職場を混乱させておいて、争議権投票を中止したのは「乗員組合の勝手でしょ」？騙される方が悪いとでも言うの？まるで、悪徳商法のようにじゃないか！！



経営破綻で動揺している職場を、「争議権イコール二次破綻」という誤った情報で、更に混乱させた事実は忘れられないな。

本当は、支援機構の正式決定じゃなかったなんて、裁判をしなければ永遠に判らなかつたわけか…。

裁判での経営の主張は「機構の正式な決定を『情報提供』として伝えただけだから、不当労働行為ではありません。」ということでした。



それでは、東京高裁の判決を見て行きます。



前提として、
団体交渉において組合執行部に伝えられた経営判断が、組合内部の議論での「判断材料」として何らかの影響を及ぼしたとしても、それが「情報提供」として第三者機関等で正式決定された、または決定されようとしている正確な内容ならば、直ちに不当労働行為に当たるものではないんです。つまり、与えられる情報が、客観的な正確性があるものかどうかなのです！

今回の発言は、まだ正式には決定されていない「争議権を確立したら3,500億円を出資しない」という事項を、あたかも既に決定された事項であるかのように伝えられました。それは、労働組合が行っている自主的な方針決定の実現を妨げることを目的としていたことを明白に示しています。



特に！
争議権の確立は、労働組合が会社との対等性を確保する有力な手段で、最も根幹的な権利の一つなのです。
重要な争議権確立の是非を問う組合員投票の最中に、会社から積極的に呼びかけて、「争議権が確立され撤回されなければ、確実に更生計画は頓挫して破綻に至る」ことを示唆しました。

それは！
もはや支援機構の決定事項を知らせるというだけでなく、争議権の確立に向け運動中の乗員組合の活動を制限し、組合員に対して二次破綻の恐れを持たせる効果を意図したものです。



飯塚発言は、乗員組合の自主性や独立性を脅かすもので、組合活動に対する支配介入に当たり、不当労働行為に該当する。だから、これを正当化する日本航空の主張を採用することはできない。

